

キャッシュレス決済導入業務委託（科学館）に係るプロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、来庁者の利便性向上のため全庁的なキャッシュレス化に取り組むとともに、職員が行う事務の負担軽減や事務効率化を図ることを目的とするキャッシュレス決済導入業務について、民間事業者の優れた創造力・技術力・経験等を活用した効果的な業務実施を確保する必要があることから、委託する事業者をプロポーザル方式により選定するため、その実施方法等必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 キャッシュレス決済導入業務委託（科学館）
- (2) 履行場所 川口市の指定する場所
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで（長期継続契約）
- (4) 業務内容 別紙1「キャッシュレス決済導入業務委託仕様書」のとおり
- (5) 発注者 川口市 川口市長 奥ノ木 信夫
【担当部署】川口市 企画財政部 企画経営課 行革推進係
〒332-8601 埼玉県川口市青木2-1-1
(川口市役所第一本庁舎4階)
電話：048-271-9427（直通） FAX：048-258-1203
メールアドレス：040.05020@city.kawaguchi.saitama.jp

3 実施形式 公募型プロポーザル方式

- 4 見積限度額 11,572,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
※導入経費及び運営経費等（運用開始月～令和9年3月31日の計）
の合計とし、決済手数料は含まない。

5 スケジュール

内 容	日 程
公募開始	令和6年4月12日（金）から
質問締切日	令和6年4月22日（月）まで
質問回答日	令和6年4月25日（木）
参加申込の受付締切日	令和6年5月 2日（木）まで
参加資格の確認結果通知	令和6年5月 9日（木）まで
企画提案書提出締切日	令和6年5月14日（火）まで
審査（ヒアリング）	令和6年5月23日（木）

選定結果通知日	令和6年5月27日（月）
契約締結（予定）	令和6年5月31日（金）

6 プロポーザルの参加資格

プロポーザルの参加資格は、参加表明書の提出期限である令和6年5月2日（木）現在において以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 原則として、令和5・6年度川口市物品入札参加資格者名簿に登録があること。
（同名簿に登録されていない者が優先交渉権者となった場合は、随意契約の交渉の際に別途の調査を行う。）
- (2) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者であること。
- (3) 本業務の通知日から審査結果の通知の日までの期間において、川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準に基づく指名停止又は埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 本業務の通知日から審査結果の通知の日までの期間において、川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく指名除外又は埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく会社更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく会社更生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく精算の開始または破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (8) 本公募は単体事業者に加え、複数で構成される事業者の参加（共同提案）も下記の要件を満たす場合に限り認める。
 - ア 共同提案を行う事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、1者を代表事業者に定め、本市への質疑や書類提出等は代表事業者が行うこと。
 - イ 代表事業者又は構成員が本公募の他の応募者の代表事業者又は構成員でないこと。
 - ウ 構成事業者全てが、上記（1）～（7）の参加資格を満たしていること。

7 参加申込手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は次のとおり書類を提出すること。

(1) 参加申込書

- ア 受付期間 令和6年4月12日(金)9時～5月2日(木)17時
(時間厳守、郵送の場合必着)
期間外の提出は受け付けない。
- イ 提出方法 持参又は郵送とする。(電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。)持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限内に必着とする。
- ウ 提出書類 ①参加申込書
(様式第1-1号(単独提案)又は様式第1-2号(共同提案))
※共同提案のみ、共同参加事業者構成表明書(様式第1-3号)も提出すること。
②会社概要(様式第2号)
※共同提案の場合は、全ての構成事業者の分を提出すること。
- エ 提出先 〒332-8601 川口市青木2-1-1(川口市役所第一本庁舎4階)
川口市企画財政部企画経営課行革推進係

(2) 企画提案書

- ア 受付期間 令和6年4月12日(金)9時～5月14日(火)17時
(時間厳守、郵送の場合必着)
期間外の提出は受け付けない。
- イ 提出方法 持参又は郵送
また、同じものを電子データ(Microsoft Office 又は Acrobat Reader で参照可能な形式)で電子メールにて提出すること。

ウ 提出書類

①企画提案書 正本1部 副本10部(複写可)

提案書(頭紙)(様式第5号)をつけ、A4の任意様式とする。(必要に応じてA3の綴じ込みも可) ページ数の制限はしないが、伝えたいことを簡潔にわかりやすくまとめ、過剰な資料添付は控えること。

また、企画提案書には以下の事項を記載すること。

番号	項目	記載すべき事項
1	実施体制・スケジュール・実績	・契約から導入、運用開始までの体制及びスケジュールを示すこと。 ・共同提案を行う場合は、構成事業者に事故があった場合等の業務履行方法について明記すること。

		<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの導入実績を明記すること。
2	機器（券売機、決済端末）の調達・設定・機器構成・設置・機能・特徴及びインターネット接続環境	<ul style="list-style-type: none"> ・運用開始後の業務フローを含むこと。 ・機器の機能・特徴を示すこと。特に専門知識のない職員でも簡単に操作できること及び誤操作防止や誤操作の取消機能について明記すること。また、レジ点検、レジ締め、釣銭補充等について、職員の負担を軽減する機能の詳細を記載すること。 ・インターネット接続環境について明記すること。必要な通信料等は本業務に含めること。
3	売上管理システム（クラウドサービス可）	<ul style="list-style-type: none"> ・売上管理システムのデータ連携手段、機能、利用方法について明記すること。（日計・月計等の帳票、ダウンロードできるデータの項目、データダウンロード方法等を記載） ・提供する売上管理システムの特徴
4	キャッシュレス決済	<ul style="list-style-type: none"> ・導入可能決済ブランド及び各決済ブランドの決済手数料率を示すこと ・収納金の入金方法及び入金サイクル ・決済手数料の支払い方法
5	運用・保守・サポート・研修	<ul style="list-style-type: none"> ・運用・保守・サポート体制及び内容また、障害発生時の対応内容（保守対応時間外含む） ・職員に対する操作研修の内容（時期・回数等）
6	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・アピールポイント、職員の負担軽減に配慮した事項、本市に求める条件等

※企画提案書作成に関する留意事項

- ・仕様書記載以外の項目についても、本業務の予算の範囲内で本市にとって有益な独自の追加提案が可能であれば積極的に行うこととし、その旨がわかるように明記すること。
- ・仕様書の中で提案の明記を求めている項目に関しては、必ず明記すること。

②見積書 正本1部 副本10部（複写可）

本業務に係る全ての経費の見積書を、以下の様式を用いて提出すること。

- ・見積書（様式第6号）
- ・見積内訳書（導入経費）（様式第6号別紙1）
- ・見積内訳書（運用経費等）（様式第6号別紙2）
- ・決済手数料率内訳書（様式第7号）

見積書（様式第6号）に記載する見積の税込価格が、本要領4の見積限度額の範囲内となるよう十分留意のうえ、提出すること。

③設置する機器の概要や機能が分かる製品カタログ等（10部）

エ 提出先 〒332-8601 川口市青木 2-1-1
川口市企画財政部企画経営課行革推進係

8 質問及び回答

- (1) 質問方法 質問書（様式第3号）を用いて、下記メールアドレスへ送付のこと。電話又は口頭による質問は受け付けません。
- (2) 質問書送付先 040.05020@city.kawaguchi.saitama.jp
- (3) 質問受付期間 令和6年4月12日（金）9時～4月22日（月）17時
- (4) 回答方法 川口市ホームページに掲載
<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01020/010/19/44470.html>
- (5) 質問回答 令和6年4月25日（木）17時までに掲載

9 参加資格の確認通知

- (1) 通知期限 令和6年5月9日（木）17時までに、参加の可否を通知する。
- (2) 通知方法 参加申込書に記載されたアドレスへメールで通知

10 審査（ヒアリング）

- (1) 実施日時 令和6年5月23日（木）
- (2) 実施場所 川口市役所第一本庁舎 6階602・603中会議室
（川口市青木2-1-1）
時間及び集合場所は、メールで通知する。
- (3) 出席者（説明者） 業務責任者及び本業務を主に担当する者5名以内とする。
※パワーポイント等の操作者を含む。
※共同提案の場合も同様とする。
- (4) 実施時間 1者につき50分程度 準備 10分以内
プレゼンテーション 20分以内
質疑応答 15分程度
片付け 5分程度

(5) 留意事項

- ・ヒアリングは提出された企画提案書をもとに行う。なお、ヒアリング時における資料の追加は認めない。
- ・当日、パワーポイントの使用は可とする。この場合、市所有のプロジェクター(HDMIケーブル)に接続可能なパソコンとデータ(USBメモリ)等は参加者が用意すること。
- ・ヒアリングの順番は、参加表明書類を不備なく提出したと認められた者のうち提出があった順とする。

1.1 選定方法について

(1) プロポーザル審査委員会

受託候補者の選定までに関わる審査は、キャッシュレス決済導入業務委託プロポーザル審査委員会が実施する。

(2) 審査基準

企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、別紙2に定める評価基準(20項目)を、項目ごとに採点基準に基づき評価・採点する(最高得点数250点)。その結果、得点数が最も高い提案者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行うものとする。なお、得点が2番目に高い者を次点とし、得点数が最も高い提案者に事故等があり、契約ができない事態となった場合には、その者と交渉を行うものとする。

(3) 選定結果

選定結果については、全ての参加者に対して書面により通知するものとする。また、優先交渉権者以外の応募者の名称を伏せた形で、得点と共に市ホームページに掲載する。(ただし、選定の経緯や内容については公表しない。)なお、選定結果に対する質疑や異議申し立ては受け付けない。

1.2 提出された書類について

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る選定以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、川口市情報公開条例に基づき、第三者に開示する場合がある。
- (3) 提出後の訂正、差替えは、川口市から指示があった場合を除き認めない。

1.3 契約条件

- (1) 優先交渉権者と、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行ったうえで、再度見積書の提出を求め、契約を締結する。

- (2) 契約保証金は、川口市契約に関する規則第19条により契約金額の100分の10以上の納付となる。ただし、川口市契約に関する規則第20条に該当する場合は契約保証金を減免する。
- (3) 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。
- (4) その他契約に関する条項は川口市契約に関する規則による。

1.4 その他

- (1) プロポーザルに係る書類の作成及び提出に係る費用並びにヒアリング審査の参加費用は、全て参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を川口市に請求することはできない。
- (2) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第8号）を提出すること。
- (3) 企画提案書の著作権は、その企画提案書を作成した者に帰属するが、契約相手となった者の企画提案書については、事前に通知することにより川口市が無償で利用できるものとする。
- (4) 選定後又は契約締結後に、優先交渉権者の企画提案書における虚偽内容の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取り消し又は契約を解除することがある。

1.5 問合せ先

川口市 企画財政部 企画経営課 行革推進係

〒332-8601 埼玉県川口市青木2-1-1（川口市役所第一本庁舎4階）

電話：048-271-9427（直通）

FAX：048-258-1203

メールアドレス：040.05020@city.kawaguchi.saitama.jp